



栃木県公報

令和元(2019)年
10月31日(木)
号 外
第 31 号

目 次

規 則

- 栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正…………… 1
- 栃木県財務規則の一部改正…………… 3
- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 3

訓 令

- 職員の宿日直手当支給規程及び栃木県職員服務規程の一部改正…………… 4

教育委員会

- 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部改正…………… 5
- 職員の宿日直手当支給規程の一部改正…………… 10
- 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正…………… 11

人事委員会

- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正…………… 12

企業局

- 栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正…………… 19
- 栃木県企業局企業職員給与規程の一部改正…………… 20

警察本部

- 警察職員の宿日直手当支給規程の一部改正…………… 20

規 則

栃木県規則第十号

栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（平成三十年栃木県条例第四十四号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年十一月三日とする。

（教育委員会事務局スポーツ振興課）

栃木県規則第十一号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県知事 福田 富一

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年栃木県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 3 略</p> <p>(母子臨時児童扶養等資金の貸付け)</p> <p>4 第三条、第五条、第六条、第七条第一項、第八条及び第十三条から第十六条までの規定は、令附則第七条に規定する母子臨時児童扶養等資金の貸付けについて準用する。この場合において、第七条第一項中「令第九条第一項の保証人又は同条第三項の連帯債務を負担する借主」とあるのは「又は令附則第七条第五項の保証人」と、第八条中「次の」とあるのは「当該貸付けに係る児童(二十歳に達した者を含む。)」が次の」と、第十三条中「第十六条」とあるのは「附則第七条第九項において準用する令第十六条(第一号又は第二号に係る部分に限る。)」と、第十四条中「第十七条」とあるのは「附則第七条第九項において準用する令第十七条」と、第十五条第一項中「第十九条第一項」とあるのは「附則第七条第七項又は同条第九項において準用する令第十九条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>(父子臨時児童扶養資金の貸付け)</p> <p>5 第三条、第五条、第六条、第七条第一項、第八条及び第十三条から第十六条までの規定は、令附則第八条に規定する父子臨時児童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合において、第八条中「次の」とあるのは「当該貸付けに係る児童(二十歳に達した者を含む。)」が次の」と、第十三条中「第十六条」とあるのは「附則第八条第三項において準用する令第十六条(第一号又は第二号に係る部分に限る。)」と、第十四条中「第十七条」とあるのは「附則第八条第三項において準用する令第十七条」と、第十五条第一項中「第十九条第一項」とあるのは「附則第八条第二項において準用する令附則第七条第七項又は令附則第八条第三項において準用する令第十九条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 3 略</p>

別記様式第三号及び別記様式第五号中

年1.5パーセント・無利子
(据置期間中は、無利子)

を

年1パーセント・無利子
(据置期間中は、無利子)

に改める。

別記様式第十九号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条第 号(同令第31条の7又は第38条において準用する同令第16条第 号)に」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(いしも政策課)

栃木県規則第十二号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則(平成七年栃木県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第四百八十二条の二 略</p> <p>2 条例本則第三号ロに掲げる契約に係る同号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>一 十六 略</p> <p>十七 <u>相談支援に関する業務(専門的な知識若しくは技術又は相当の経験を必要とするものに限る。)</u>の委託に関する契約</p>	<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第四百八十二条の二 略</p> <p>2 条例本則第三号ロに掲げる契約に係る同号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>一 十六 略</p>

附 則

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

(会計局会計管理課)

栃木県規則第十三号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則(平成五年栃木県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(その一)及び別記様式第二号(その一)中

A 本館	B 武道館	C 別館	D 弓道場
E プール館(大プール)	F プール館(小プール)		
G 本館(大会議室)	H 本館(小会議室)	I プール館会議室	
J 武道館(大会議室)	K 武道館(小会議室)		
L フロアシート	M フットライト(列)	N ボーダーライト(列)	
O ホリズントライト(列)	P シーリングライト(列)	Q スポットライト(台)	
R フロア照明(1/2灯)	S フロア照明(3/4灯)	T フロア照明(全灯)	

を

A 本館	B 別館	C 弓道場
D プール館(大プール)	E プール館(小プール)	

F 本館(大会議室)	G 本館(小会議室)	H プール館会議室
I 武道館(大会議室)	J 武道館(小会議室)	
K フロアシート	L フットライト(列)	M ボーダーライト(列)
N ホリゾンライト(列)	O シーリングライト(列)	P スポットライト(列)
Q フロア照明(1/2灯)	R フロア照明(3/4灯)	S フロア照明(全灯)

に改

める。

附 則

- この規則は、令和元年十一月三日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

訓 令

栃木県訓令第二号

本 庁
出 先 機 関

職員の宿日直手当支給規程及び栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

職員の宿日直手当支給規程及び栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

(職員の宿日直手当支給規程の一部改正)

第一条 職員の宿日直手当支給規程(昭和三十七年栃木県訓令第百五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直勤務)</p> <p>第二条 この訓令において、宿日直勤務とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)第六條の二第一項に規定する正規の勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間又は同條例第八條に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日若しくは国の行事が行われる日で知事が指定する日の正規の勤務時間において本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務をいう。</p> <p>一 七 略</p> <p>(宿日直手当の額)</p> <p>第三条 略</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p>第二条 この訓令において、宿日直勤務とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)第七條第二項に規定する正規の勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間又は同條例第八條に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日若しくは国の行事が行われる日で知事が指定する日の正規の勤務時間において本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務をいう。</p> <p>一 七 略</p> <p>(宿日直手当の額)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 仕込者の行う勤務については、前項の規定にかかわらず、その勤務一回につき五百八十円とする。</p>

(栃木県職員服務規程の一部改正)

第一条 栃木県職員服務規程(昭和三十九年栃木県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第十六条の二 略</p> <p>2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第五条の九第三項(同規則第五条の十第二項において準用する場合を含む。)及び第五条の十二第三項(同規則第五条の十三において準用する場合を含む。)の規定による届出は、育児又は介護の状況変更届(別記様式第十四号の三)を所属長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(欠勤)</p> <p>第二十三条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間中に勤務しないことにつき、承認があつた場合を除くほか、欠勤とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第十六条の二 略</p> <p>2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第五条の四第三項(同規則第五条の五第三項において準用する場合を含む。)及び第五条の八第三項(同規則第五条の九において準用する場合を含む。)の規定による届出は、育児又は介護の状況変更届(別記様式第十四号の三)を所属長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(欠勤)</p> <p>第二十三条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第七条第二項に規定する正規の勤務時間中に勤務しないことにつき、承認があつた場合を除くほか、欠勤とする。</p> <p>2・3 略</p>

別記様式第十一号の六中「~~第五~~条の十第二項各号」を「~~第五~~条の十四第二項各号」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。

(人事課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第二号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成七年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条の二 略</p> <p>(宿日直勤務)</p> <p>第四条の三 条例第六条の二第一項の教育委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務とする。</p> <p>一 校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視を目的とする勤務</p> <p>二 次に掲げる宿日直勤務</p> <p>イ 特別支援学校に勤務する職員がその寄宿生に対して行う介護の業務を主とする宿日直勤務</p>	<p>第四条の二 略</p>

務

ロ 夜間等において農業及び水産に関する課程を置く県立の高等学校に勤務する職員(給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。第四条の七において同じ。)が行う学校農場及び水産実習場の管理等の業務を主とする宿日直勤務

第四条の四 任命権者は、職員に前条に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第四条の五 条例第六条の二第一項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、第四条の三に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 条例第六条の二第二項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(超過勤務を命ずる際の考慮)

第四条の六 任命権者は、職員に超過勤務(条例第六条の二第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、再任用短時間勤務職員(条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)及び特定業務任期付短時間勤務職員等(同条第四項に規定する特定業務任期付短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)に超過勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等の正規の勤務時間(条例第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第四条の七 任命権者は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 一月において超過勤務を命ずる時間について 四十五時間

二 一の年度において超過勤務を命ずる時間について 三百六十時間

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前項各号に掲げる時間を超えて職員に超過勤務を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずることができる。

一 一月において超過勤務を命ずる時間について百時間未満

二 一の年度において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たりの平均時間について八十時間

四 一の年度のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六月

3 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前二項各号に掲げる時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、前二項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。栃木県教育委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、前二項各号に掲げる時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として栃木県教育委員会が定める場合も、同様とする。

4 任命権者は、前項の規定により、第一項各号及び第二項各号に掲げる時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る年度の末日の翌日から起算して六月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、栃木県教育委員会が定める。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第五条の七 条例第七条第二項又は第三項の規定による請求は、正規の勤務時間

以外の時間における勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(一年又は一年に満た

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第五条の七 条例第七条第二項又は第三項の規定による請求は、正規の勤務時間(条例第七条第二項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)

以外の時間における勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(一年又は一年に満た

ない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までにしなければならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2) 5 略

(年次休暇の日数)

第七条 条例第十一条第一項第一号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員

及び特定業務任期付短時間勤務職員等

のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 略

ない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までにしなければならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2) 5 略

(年次休暇の日数)

第七条 条例第十一条第一項第一号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員(条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)

及び特定業務任期付短時間勤務職員等

(同条第四項に規定する特定業務任期付短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 略

(県立学校管理規則の一部改正)

第二条 県立学校管理規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直)</p> <p>第三十六条 校長は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号)第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)若しくは同条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該休日に代わる代休日又は国の行事の行われる日で教育委員会が指定する日に、職員を、宿日直員として勤務させることができる。</p> <p>2) 5 略</p>	<p>(宿日直)</p> <p>第三十六条 校長は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号)第七条第二項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)若しくは同条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該休日に代わる代休日又は国の行事の行われる日で教育委員会が指定する日に、職員を、宿日直員として勤務させることができる。</p> <p>2) 5 略</p>

(県立学校職員服務規程の一部改正)

第三条 県立学校職員服務規程(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(欠勤)</p> <p>第十四条 勤務時間等条例第六条の二第二項に規定する正規の勤務時間中に勤務しないことにつき、承認があつた場合を除くほか、欠勤とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(欠勤)</p> <p>第十四条 勤務時間等条例第七条第二項に規定する正規の勤務時間中に勤務しないことにつき、承認があつた場合を除くほか、欠勤とする。</p> <p>2 略</p>

(公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部改正)

第四条 公立学校職員の宿日直手当支給規則(昭和三十四年栃木県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿直勤務、日直勤務)</p> <p>第二条 宿直勤務又は日直勤務とは、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号)第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)並びに国の行事の行われる日で任命権者が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視並びに寄宿生に対する介護、及び学校農場等の管理等を目的とする勤務をいう。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(宿直勤務、日直勤務)</p> <p>第二条 宿直勤務又は日直勤務とは、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号)第七条第二項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)並びに国の行事の行われる日で任命権者が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視並びに寄宿生に対する介護、及び学校農場等の管理等を目的とする勤務をいう。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>校舎内に居住する職員が、宿日直勤務をした場合</u> 勤務一回につき五百八十円とする。</p> <p>四 <u>職員住宅に居住する職員が、その職員住宅において宿日直勤務をした場合</u> 勤務一回につき五百八十円とする。</p> <p>五 <u>その他前二号に準ずる場合</u> 勤務一回につき百六十円とする。</p>

(栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第五条 栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則(平成七年栃木県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第十条の二第三項の規定による超過勤務手当を支給しない時間等)</p> <p>第三条 条例第十条の二第三項の教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)第五条の規定により条例第十条の二第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間が当該各号に掲げる時間を合計した時間に満たない場合には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間に相当する時間とする。</p> <p>一 勤務時間等条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振られた日(以下「割振り変更後の勤務日」という。)の属する週に休日給の支給対象日(条例第十条の四の規定により正規の勤務時間(勤務時間等条例第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日をいう。以下同じ。)がある場合において、職員が当該休日給の支給対象日の正規の勤務時間中に勤務したときにおける当該正規の勤務時間中の勤務時間に相当する時間</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>	<p>(条例第十条の二第三項の規定による超過勤務手当を支給しない時間等)</p> <p>第三条 条例第十条の二第三項の教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)第五条の規定により条例第十条の二第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間が当該各号に掲げる時間を合計した時間に満たない場合には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間に相当する時間とする。</p> <p>一 勤務時間等条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振られた日(以下「割振り変更後の勤務日」という。)の属する週に休日給の支給対象日(条例第十条の四の規定により正規の勤務時間(勤務時間等条例第七条第二項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日をいう。以下同じ。)がある場合において、職員が当該休日給の支給対象日の正規の勤務時間中に勤務したときにおける当該正規の勤務時間中の勤務時間に相当する時間</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第四条の七第二項第三号の規定の適用については、同号中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間(令和元年十一月以後の期間に限る。)」とする。

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

栃木県教育委員会訓令第二号

事務局
学校以外の教育機関

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

職員の宿日直手当支給規程(昭和二十七年栃木県教育委員会訓令第百三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿直勤務、日直勤務)</p> <p>第二条 宿直勤務又は日直勤務とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)並びに国の行事の行われる日で教育長が指定する日の本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視及び社会教育機関利用者に対する生活指導等を目的とする勤務をいう。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第三条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務一回につき四千四百円とし、勤務時間が五時間未満の場合はその勤務一回につき二千二百円とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(宿直勤務、日直勤務)</p> <p>第一条 宿直勤務又は日直勤務とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)第七条に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)並びに国の行事の行われる日で教育長が指定する日の本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視及び社会教育機関利用者に対する生活指導等を目的とする勤務をいう。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第三条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務一回につき四千四百円とし、勤務時間が五時間未満の場合はその勤務一回につき二千二百円とする。ただし、住込者にあつては五百八十円とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第三号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程(昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第二十六条 略</p> <p>2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第五条の九第三項(同規則第五条の十第二項において準用する場合を含む。)及び第五条の十二第三項(同規則第五条の十三において準用する場合を含む。)の規定による届出は、育児又は介護の状況変更届(別記様式第七号)を所属長に提出することにより行うものとする。</p>	<p>(深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第二十六条 略</p> <p>2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第五条の四第三項(同規則第五条の五第三項において準用する場合を含む。)及び第五条の八第三項(同規則第五条の九において準用する場合を含む。)の規定による届出は、育児又は介護の状況変更届(別記様式第七号)を所属長に提出することにより行うものとする。</p>

別記様式第十五号の四中「第5条の10第2項各号」を「第5条の14第2項各号」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。

(総務課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第三号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年栃木県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条の六 略</p> <p>2 条例第三条第三項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。第五條の十及び第五條の十三を除き、以下同じ。)(配偶者の子を含む。)又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子(配偶者の子を含む。)であつて十歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを養育する職員</p> <p>二 略</p> <p>第五条 略</p> <p>(宿日直勤務)</p> <p>第五条の二 条例第六条の二第一項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務とする。</p> <p>一 庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする勤務</p> <p>二 次に掲げる宿日直勤務</p> <p>イ 本庁のうち県民生活部に勤務する職員が行う災害発生に係る緊急業務に関する情報連絡等を主とする宿日直勤務</p> <p>ロ 岡本台病院に勤務する医師が行う入院患者の病状の急変等に対処するための宿日直勤務</p> <p>ハ 生活介助等のための宿日直勤務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>第一条の六 略</p> <p>2 条例第三条第三項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。第五條の五及び第五條の九を除き、以下同じ。)(配偶者の子を含む。)又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子(配偶者の子を含む。)であつて十歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを養育する職員</p> <p>二 略</p> <p>第五条 略</p>

- (1) 中央児童相談所又は那須学園に勤務する職員が行う収容のための施設における入所者の生活介助を主とする宿日直勤務
 - (2) 岡本台病院に勤務する看護師長等が行う看護業務の管理又は監督等を主とする宿日直勤務
- ニ 那須農業振興事務所那須広域ダム管理支所に勤務する職員が行うダム管理等を主とする宿日直勤務
- ホ 生活指導等のための宿日直勤務のうち、次に掲げるもの
- (1) 消防学校又は林業センターに勤務する職員が学生又は研修生に対して行う宿泊訓練その他の研修の応援等を主とする宿日直勤務
 - (2) 農業大学校に勤務する職員が学生若しくは研修生に対して行う家畜の飼養管理若しくは園芸作物の栽培の管理に関する実習指導又は寮生に対して行う学習指導等を主とする宿日直勤務
 - (3) 青年の家又は少年自然の家に勤務する職員が利用者に対して行う生活指導等を主とする宿日直勤務
 - (4) 警察学校に勤務する職員が寮生に対して行う生活指導又は監督を主とする宿日直勤務
- ヘ 畜産酪農研究センターに勤務する職員が行う試験研究のための動物の飼養管理を主とする宿日直勤務
- ト 警察本部又は警察署に勤務する職員が行う事件の捜査又は事故の処理等を主とする宿日直勤務

第五条の三 任命権者は、職員に前条に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第五条の四 条例第六条の二第一項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、第五条の二に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 条例第六条の二第二項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(超過勤務を命ずる際の考慮)

第五条の五 任命権者は、職員に超過勤務(条例第六条の二第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等に超過勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等の正規の勤務時間(条例第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第五条の六 任命権者は、職員(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十六条の協定に基づき超過勤務を命ずる時間又は月数の上限が定められている職員を除く。以下この条において同じ。)に超過勤務を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 一月において超過勤務を命ずる時間について
四十五時間

二 一の年度において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前項各号に掲げる時間を超えて職員に超過勤務を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずることができる。

一 一月において超過勤務を命ずる時間について
百時間未満

二 一の年度において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たりの平均時間について八十時間

四 一の年度のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六月

3 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前二項各号に掲げる時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、前二項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。人事委員会

が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、前二項各号に掲げる時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

4 任命権者は、前項の規定により、第一項各号及び第二項各号に掲げる時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る年度の末日の翌日から起算して六月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第五条の七・第五条の八 略

第五条の九 条例第七条第一項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一 三 略

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子の養育をすることができるものとして第五条の七に規定する者に該当することとなった場合

五 略

2 4 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限等)

第五条の十 略

2 前三条(前条第一項第三号から第五号までを除く。)の規定は、要介護者の介護をする職員について準用する。この場合において、第五条の七、第五条の八及び前条第一項から第三項までの規定中「第七条第一項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第一項」と、第五条の七第二号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第三号から第五号までを除く。)」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項各号(第三号から第五号までを除く。)」と、同条第三項中

第五条の二・第五条の三 略

第五条の四 条例第七条第一項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一 三 略

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子の養育をすることができるものとして第五条の二に規定する者に該当することとなった場合

五 略

2 4 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限等)

第五条の五 略

2 前三条(前条第一項第三号から第五号までを除く。)の規定は、要介護者の介護をする職員について準用する。この場合において、第五条の二、第五条の三及び前条第一項から第三項までの規定中「第七条第一項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第一項」と、第五条の二第二号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第三号から第五号までを除く。)」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項各号(第三号から第五号までを除く。)」と、同条第三項中

「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第五条の十一 条例第七条第二項又は第三項の規定による請求は、正規の勤務時間

以外の時間における勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(一年又は一年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までにしなければならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 5 略

第五条の十二 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第五条の十三 前二条(前条第一項第三号及び第四号並びに第二項各号を除く。)の規定は、要介護者の介護をする職員について準用する。この場合において、**第五条の十一**第一項、第二項及び第五項並びに前条第一項から第三項までの規定中「第七条第二項又は第三項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第二項又は第三項」と、**第五条の十一**第二項中「、同条第二項又は第三項」とあるのは「、それぞれ同条第二項に規定する支障の有無又は同条第三項」と、同条第三項中「第七条第二項又は第三項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第三項」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「同項」と、前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第二項中「次の各号」とあるのは「前項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

第五条の十四 略

(年次休暇の日数)

第七条 条例第十一条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分

「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」と読み替えるものとする。

第五条の六 削除

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第五条の七 条例第七条第二項又は第三項の規定による請求は、正規の勤務時間(条例第七条第二

項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間における勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(一年又は一年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までにしなければならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 5 略

第五条の八 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第五条の九 前二条(前条第一項第三号及び第四号並びに第二項各号を除く。)の規定は、要介護者の介護をする職員について準用する。この場合において、**第五条の七**第一項、第二項及び第五項並びに前条第一項から第三項までの規定中「第七条第二項又は第三項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第二項又は第三項」と、**第五条の七**第二項中「、同条第二項又は第三項」とあるのは「、それぞれ同条第二項に規定する支障の有無又は同条第三項」と、同条第三項中「第七条第二項又は第三項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第三項」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「同項」と、前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第二項中「次の各号」とあるのは「前項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

第五条の十 略

(年次休暇の日数)

第七条 条例第十一条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分

に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法

第三十九条の規定により付

与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一・二 略

第七条の二 略

2・3 略

4 条例第十一条第一項第三号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)とする。

ただし、その日数が労働基準法

第三十九条の規定により付与す

べきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一・二 略

5・6 略

に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十

二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付

与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一・二 略

第七条の二 略

2・3 略

4 条例第十一条第一項第三号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)とする。

ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法

律第四十九号)第三十九条の規定により付与す

べきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一・二 略

5・6 略

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第十五条第三項の規定による超過勤務手当を支給しない時間等)</p> <p>第十五条の二 条例第十五条第三項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、勤務時間等条例第五条の規定により条例第十五条第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間が当該各号に掲げる時間を合計した時間に満たない場合には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間に相当する時間とする。</p> <p>一 勤務時間等条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振られた日(以下「割振り変更後の勤務日」という。)の属する週に休日給の支給対象日(条例第十六条の規定により正規の勤務時間(勤務時間等条例第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日をいう。以下同じ。)がある場合において、職員が当該</p>	<p>(条例第十五条第三項の規定による超過勤務手当を支給しない時間等)</p> <p>第十五条の二 条例第十五条第三項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、勤務時間等条例第五条の規定により条例第十五条第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間が当該各号に掲げる時間を合計した時間に満たない場合には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間に相当する時間とする。</p> <p>一 勤務時間等条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振られた日(以下「割振り変更後の勤務日」という。)の属する週に休日給の支給対象日(条例第十六条の規定により正規の勤務時間(勤務時間等条例第七条第二項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日をいう。以下同じ。)がある場合において、職員が当該</p>

<p>休日給の支給対象日の正規の勤務時間中に勤務したときにおける当該正規の勤務時間中の勤務時間に相当する時間</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>
--

<p>休日給の支給対象日の正規の勤務時間中に勤務したときにおける当該正規の勤務時間中の勤務時間に相当する時間</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>
--

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十七年栃木県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p>第七条 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一〜十八 略</p> <p>十九 正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する<u>条例第六条の二第一項</u>に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下同じ。)において行われる犯罪予防若しくは捜査、交通取締、看守又は電話交換若しくは通信の業務</p> <p>その勤務時間が深夜の全部を含むとき 勤務一回につき 千百円</p> <p>その勤務時間が深夜の一部を含むとき 勤務一回につき 七百三十円</p> <p>ただし、深夜における勤務時間が二時間未満の場合は、四百十円とする。</p> <p>二十〜二十三 略</p>	<p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p>第七条 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一〜十八 略</p> <p>十九 正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する<u>条例第七条第二項</u>に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下同じ。)において行われる犯罪予防若しくは捜査、交通取締、看守又は電話交換若しくは通信の業務</p> <p>その勤務時間が深夜の全部を含むとき 勤務一回につき 千百円</p> <p>その勤務時間が深夜の一部を含むとき 勤務一回につき 七百三十円</p> <p>ただし、深夜における勤務時間が二時間未満の場合は、四百十円とする。</p> <p>二十〜二十三 略</p>

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 通勤手当の支給に関する規則(昭和三十二年栃木県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する<u>条例(平成七年栃木県条例第一号)第六条の二第一項</u>に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第七条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する<u>条例(平成七年栃木県条例第一号)第七条第二項</u>に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年十一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第五条の六第二項第三号の規定の適用については、同号中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間(令和元年十一月以後の期間に限る。)」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第二号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務時間の延長)</p> <p>第三条 管理者の権限を行う知事は、業務のため臨時の必要がある場合においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定の範囲内で、<u>職員</u>の勤務時間を延長して勤務させることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として管理者の権限を行う知事が別に定める場合に限り、勤務時間を延長して勤務させることができる。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 管理者の権限を行う知事は、年次休暇(第一項の規定による年次休暇の日数が十日以上である職員に係るものに限る。以下この項、次項及び第六項において同じ。)の日数のうち五日については、年次休暇を与えることとした日から一年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。</p> <p>5 管理者の権限を行う知事は、前項の規定により時季を定めることにより年次休暇を与えるときは、あらかじめ、当該職員の見解を聴かなければならない。この場合において、管理者の権限を行う知事は、当該職員の見解を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>6 第四項の規定にかかわらず、第三項の規定により年次休暇を与えた場合においては、当該与えた年次休暇の日数(当該日数が五日を超える場合に</p>	<p>(勤務時間の延長)</p> <p>第三条 管理者の権限を行う知事は、業務のため臨時の必要がある場合においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定の範囲内で、職員の勤務時間を延長して勤務させることができる。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2・3 略</p>

<p>は、五日とする。)分については、時季を定めることにより与えることを要しない。</p> <p>7 略</p>	<p>4 略</p>
--	--------------

附 則

この管理規程は、令和元年十一月一日から施行する。ただし、第十一条中第四項を第七項とし、第三項の次に三項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第三号

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員給与規程（昭和二十一年栃木県電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第六条 条例第十二条に規定する宿日直手当の額は、職員の宿日直手当支給規程（昭和二十七年栃木県訓令第百五号）<u>第三条第五号</u>に規定する額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第六条 条例第十二条に規定する宿日直手当の額は、職員の宿日直手当支給規程（昭和二十七年栃木県訓令第百五号）<u>第三条第一項第五号</u>に規定する額とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この管理規程は、令和元年十一月一日から施行する。

(経営企画課)

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第四号

警察職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

栃木県警察本部長 原 田 義 久

警察職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

警察職員の宿日直手当支給規程（昭和二十九年栃木県警察本部訓令第六号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿直勤務、日直勤務)</p> <p>第二条 宿直勤務又は日直勤務とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号）<u>第六条の二第一項</u>に規定する正規の勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は同条例第八条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日若しくは国の行事の行われる日で任命権者が指定する日の正規の勤務時間において本来の勤務に従</p>	<p>(宿直勤務、日直勤務)</p> <p>第二条 宿直勤務又は日直勤務とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号）<u>第七条第二項</u>に規定する正規の勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は同条例第八条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日若しくは国の行事の行われる日で任命権者が指定する日の正規の勤務時間において本来の勤務に従</p>

事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保
全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視(管
理又は監督の業務を含む。)、事件の捜査又は事
故処理等及び寮生に対する生活指導、監督を目的
とする勤務をいう。

2 略

事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保
全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視(管
理又は監督の業務を含む。)、事件の捜査又は事
故処理等及び寮生に対する生活指導、監督を目的
とする勤務をいう。

2 略

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。